

第3回食の安全を担う産業動物臨床検討委員会の会議概要 (産業動物臨床部会個別委員会)

日 時 平成20年12月24日(水) 13:30~16:30

場 所 日本獣医師会会議室

出席者

- | | | |
|--------|--------|-----------------------------|
| 【委員長】 | 横 尾 彰 | 日本獣医師会理事 |
| 【副委員長】 | 麻 生 哲 | 大分県獣医師会会長 |
| 【委員】 | 天 野 弘 | 静岡県産業部畜産振興室技監 |
| | 犬 丸 憲之 | 福岡県獣医師会(筑豊総合家畜診療所) |
| | 大 井 宗孝 | 日本養豚開業獣医師協会理事 |
| | 小比類巻志朗 | 青森県獣医師会(小比類巻家畜診療サービス会長) |
| | 坂 井 利夫 | 坂井利夫家禽・家畜診療所代表取締役 |
| | 檜 崎 茂 | 北海道獣医師会理事(よつ葉乳業株式会社品質保証部参与) |
| | 中 村 陽二 | 農場管理獣医師協会理事(中村家畜診療所院長) |
- (欠席委員)
- | | | |
|--|--------|----------------|
| | 酒 井 淳一 | 山形県農業共済組合連合会参事 |
|--|--------|----------------|
- 【農林水産省】
- | | |
|--------|-----------------|
| 山 野 淳一 | 消費・安全局動物衛生課課長補佐 |
|--------|-----------------|
- 【社団法人 中央酪農会議】
- | | |
|--------|----------|
| 古 橋 佳也 | 総合対策課調査役 |
|--------|----------|
- 【本 会】
- | | |
|---------|-------------|
| 大 森 伸 男 | (専務理事) |
| 近 藤 信 雄 | (産業動物臨床部会長) |

議 事

- 1 第2回食の安全を担う産業動物臨床検討委員会の検討結果(説明)
- 2 農林水産省におけるHACCP普及推進対策について
- 3 委員会報告書のとりまとめについて
- 4 その他

会議概要

近藤部会長(産業動物臨床部会)から、「世界経済は大変な不況にあり、この影響で国内の畜産業も停滞している。また、この1年、食品の偽造、事故米等の問題が報道され、食の安全に対する消費者の信頼を失った。このような状況下、食の信頼回復のため

にも本委員会の役割は大きく、真摯に検討を進めてまいりたい。国、地方ともに、畜産に対する予算配分が厳しい状況であるが、我々は現場の指導者として、日本の畜産振興の一助となるように努力したい。本日、委員会報告書については、一つの方向性を示すような成案を目指していただきたい。」旨挨拶があった。

1 第2回食の安全を担う産業動物臨床検討委員会の検討結果（説明）

事務局から第2回委員会の会議概要について説明が行なわれ、その内容について異議なく了承された。

2 農林水産省における HACCP 普及推進対策について

(1) 農林水産省消費・安全局動物衛生課の山野課長補佐から「農林水産省における HACCP 普及推進対策事業」について、資料をもとに次の内容について説明が行われた。

ア 農場段階における HACCP 方式を活用した衛生管理の推進

(ア) 農場生産衛生管理技術等向上対策事業

- a 認証基準の策定・普及
- b 農場指導員の養成
- c 農家への HACCP 取組の普及

イ 生産農場における HACCP の取組に関する経緯

ウ 地域の農場 HACCP システムの普及推進(21 年度)

フードチェーンにおけるモデル的取組(生産、流通加工、消費の各段階での取組のリンク)

(2) 説明に対し大要次のとおり質疑応答がなされた。

ア 共通の基準と畜種別の HACCP 認定基準はいつごろ公表するのか。また、実施マニュアルは農場ごとに作成するのかとの質問があり、これに対して農林水産省から、共通の基準と肉牛・乳牛の規範は 20 年度内に公表予定である。マニュアルは農場の実態に応じて各々作成するものである旨が説明された。

イ 月 1 回開催する九州獣医師 HACCP 研究会に参加した平成 19 年度の認証基準策定にかかる事業の関係者によると、出席された養豚、養鶏管理獣医師、ワクチンメーカー獣医師から、農林水産省での対応を期待しているとの意見が出されたそうである。

ウ 農場指導員の養成研修会等は、複数回開催し、小人数からでも社会貢献できる人材を育てることが重要との意見が出された。

エ 農場指導員は獣医師のみでなく、現場で農家を指導する人すべてが対象となるのかとの質問があり、これに対して農林水産省から、獣医師のみでなく、農家に HACCP の指導ができれば良いと考えている。現実的には現場の管理獣医師が主な対象になると思われるが、農協、飼料会社、乳業会社の関係者等幅広い人材を考慮している旨説明された。

オ 指導員には、知識だけでなく、ある程度社会経験のあり、コミュニケーション能力に優れた人で、普及員的な役割を担える人材が必要と思われる。そのため研修会参加者については、自治体から人数合わせで参加したような者でなく、積極的な者でないと意味がないとの意見が出された。

カ 指導員は認証後も農場に關与していくのかとの質問があり、これに対して農林水産省から、常時關与し、認証が継続されるよう指導する必要がある。HACCP は、危害を分析し、管理する中で指導員による内部検証の他に外部検証をすべきとされるため、認証までの間に外部監査等で指導も考慮する。

キ 指導員は、疾病、飼料等、現場のすべてを理解している獣医師に限定すべきとの意見がある、一方、指導員は獣医師が最もふさわしいとは考えるが、獣医師の勉強不足が他者の参入を許すこととなる。獣医師が農場の信頼を得るためにも指導員として積極的に取組み、最終的に獣医師が一番との評価が得られるような方向が望ましいとの意見があった。農林水産省からは、獣医師の知識は当然必要であるが、獣医師以外を排除する理由はない。特に小規模な農家では外部の人材を HACCP チームに入れることは可能なので、かかりつけの獣医師が關与することもある旨説明された。

ク 指導員は、獣医師以外の関係者、法律面に精通した家畜保健衛生所等行政の担当官にも参画いただき、偏りなく総合的に農場を指導できる方向が良いとの意見が出された。

ケ 厚生労働省の HACCP 認証システムは、法律に基づき制定され、法律で予算化され、導入のための融資も延長されている。農水省も HACCP システムを国策と見なすなら、同様の形となるよう働きかける必要がある。制度の定着には時間とお金と人材が必要であり、特に法律に精通した人、食品安全委員会の意見を聞く一方、HACCP の概念を関係者の中で統一し、畜産の振興に繋がり、農家が喜ぶシステムを構築すべきであるとの意見が出された。

コ フードチェーンへの取組については、生産現場は農林水産省、食品の製造、加工、流通は厚生労働省、消費者は消費者庁と縦割りとなっているが、生産現場の情報が消費まで伝わることにより消費者は安心感を持つ。組織を超えたりリスクコミュニケーションは重要でありその点に留意して施策に取り組んでほしいとの意見が出された。

3 委員会報告の取りまとめについて

事務局から検討報告書の素案（食の安全確保のための畜産物の生産工程管理と産業動物臨床の方向）が読み上げられ、項目ごとに語句の修正等詳細について意見交換が行われた。大要は次のとおり。

(1) 生産農家における HACCP の普及・推進のための方策

ア P12 の表題は ISO、都道府県の認証についても考慮し、「HACCP」の後に「等の安全性確認システム」を追加する。併せて(1)の表題「HACCP」の後に「等」を追加する。

イ P12 以降、「HACCP」と「農場 HACCP」の記載については、フードチェーンを網羅した、あらゆる場面を想定した場合「HACCP」と記載できるが、現状ではそのまま「HACCP」システムを農場への導入することは困難であり、農水省でも畜産現場における農場版として法律の規格基準に沿った形で「農場 HACCP」と設定している。今回は農場の衛生管理という観点からも、具体性を示す「農場

- HACCP」に統一することとし、32行目の「...の導入が求められている」の後に「(以降、「農場HACCP」という)」を追記する。
- ウ P13の14行目の「GAP」については、語句の説明として、直後に「(Good Agricultural Practice、適正農業規範)」を追記する。
- エ P13の22行目の「現在、EUでは「Eurep GAP」が認証基準となり、EU内の流通には必要な認証となっている。」は、最近名称変更等があったので正確性を期すため、
「現在、EU地域では、欧州小売業組合により「GLOBAL GAP」の認証が行われている。」と改める。
- オ P13の29行目の「HACCPの認定制度」は「HACCP制度の認証制度」に、また「審査基準」は「認証基準」に改め、語句を統一する。
- カ P14の19行目「ア 生産者、獣医師への情報提供」の中に「リスク管理のために必要な情報、リスク分析のために必要な情報の提供」について言及する。
- キ P14の20行目以降の「農林水産省」、「国」、「行政」については、語句を「国」若しくは「行政」に統一する。
- ク P14の20行目の「農林水産省が」は、次の「国の」と重複するため削除する。
- ケ P14の21行目の「...情報提供が必要である」は、必要という言葉を使用すると唐突なため、「...情報提供が重要である」とする。
- コ P14の21行目の「導入に係るコスト、導入に当たったのコスト以外の負担(時間・手間等)」は、一つにまとめ、「導入に係るコスト及びそれ以外の負担(時間・手間等)」とする。
- サ P14の23行目の「...分かりやすく説明すべきである。」は、上記ケと同様に「...分かりやすい説明が求められる。」とする。
- シ P14の25行目の「...実施することも必要である。」は、上記ケと同様に「...実施することも重要である。」とする。
- ス P14の27行目の「なお、獣医師としては...必要がある。」は、内容に鑑み、前項「(2) HACCPの普及推進における獣医師の役割」へ挿入する。
- セ P14の29行目の「...獣医師会はそのガイドラインを示す必要がある。」は、緩やかな表現とし、「...獣医師会はその内容を検討する必要がある。」と改める。
- ソ P15の19行目の「再評価制度」は、正確性を期し、「再審査制度」に改める。
- タ P15の26行目の「行政がコスト負担した上でのHACCP導入モデル事業の実施」は、表現を端的にし、「HACCP導入モデル事業の実施による支援」と改める。
- チ P15の29行目の「導入のメリットの明確化...環境づくり等」は、と同様、具体的な内容は記載せず、獣医師向けの内容として、「生産者に示すメリットの明確化の必要性」とする。
- ツ P16の4行目の「ワークショップ参加への支援等による獣医師...」は、獣医師への直接支援と受け取られるため、「ワークショップ参加による獣医師...」に改

める。

テ P16 の 6 行目の「導入のためのコスト負担…」は、端的に「導入のための負担…」とする。

ト P16 の 7 行目の「導入のためのコストを負担…」は、上記テと同様に「導入のための負担…」とする。

ナ P16 の 7 行目の「…行政の補助、獣医師のサポート等…」は、端的で分かりやすく、「…行政や獣医師の支援等…」に改める。

ニ P16 の 12 行目の「…段階的な評価システムにより無理なく…」は端的に「…段階的に無理なく…」とする。

(2) 農場管理獣医師の普及・推進のための方策

ア P17 の 13 行目以降の「なお、一次診療をせずに…と呼ぶことにする。」は、本項では農場管理獣医師を定義すれば良く、以降の内容に反映されないため、削除する。

イ P17 の 23 行目の「・行政及び関係者との連携」の下に「・動物の健康と福祉」を加え、本文との整合性を図る。

ウ 「キャンピロバクター」は、一般的な「カンピロバクター」に改める。

エ P18 の 3 行目の「人獣共通感染症」は、日本獣医師会の統一呼称である「人と動物の共通感染症」に改める。

オ P18 の 12 行目の「屠畜場法」は、上記イと同様、「と畜場法」に改める。

カ P18 の 13 行目の「表示法」は、正式名称である、「不当景品類及び不当表示防止法」に改める。

キ P19 の 31 行目の「イ 消費者・流通関係者の理解と協力」には、現場の獣医師が草の根的に橋渡し役を果たす方向での対応する旨を記載する。

(3) その他

ア 報告書の表題の「…畜産物の生産工程管…」は、畜産物で範囲が広すぎて獣医師の所管する範囲を超えるため「…家畜の生産工程管理 (HACCP システム等)…」とする。

イ 緒言として「はじめに」の項を設け、報告書作成にあつての経緯を記載するとともに、結びとして、「さいごに」の項を設け、本報告書は、HACCP 取組みのきっかけの一助となる内容であり、農林水産省の指導のもと、HACCP の浸透状況を踏まえながら、今後とも、本会において検討する必要がある旨を記載する。

4 その他

(1) 中央酪農会議総合対策課 古橋調査役から、「平成 18 年度から全酪農家に対し、平成 15 年に策定された HACCP の衛生管理ガイドラインに基づき、酪農、生乳生産の CCP に設定された、日々のバルクの乳温監視のための冷却機や搾乳機の管理、抗

生物質投与乳牛の管理、通常健康管理の3つについて、毎日の生産履歴の記帳記録の励行を呼び掛けている。生乳は合乳されるため、個々の農家の品質を高めるメリットは小さいが、国内全体でこの取組を行い消費者に安全性をPRするとともに、万一製品に事故があった場合、農家段階の日々の記帳があれば、原因のトレースが容易となる。過去2年間、チェックシートを作成、配布して、年1回、全国の農協の担当者に巡回を依頼して確認いただいたが、CCPの抗生物質の記載については、現在、獣医師が投薬した情報を口頭で伝えたり、メモを渡す等対応が統一されていない状況であった。このため獣医師からの的確に農家へ伝達し、記録が残るよう、2枚複写形式の抗菌性物質投与記録表チェックシートを作成し、提出していただくこととしたい。獣医師の立場からも、ぜひ、休薬期間等の遵守による適正な生乳生産に協力いただきたいと考える。本件については、検討会を設け、協議する予定であるが、本委員会委員の方からも、配布ルート、獣医師への協力依頼方法等について意見をいただきたい。」旨説明がされた。

(2) これに対して、次のとおり意見交換がなされた。

ア 要指示医薬品の交付については獣医師が指示書を発行しており、これと混乱することが懸念される。

イ シートの配布は酪農組合が行い、獣医師への協力依頼は獣医師会から行うと良い。

ウ すでに現場で実施している農家についても、本シートを利用することによりコスト削減ができる。

エ 獣医師は、既存の指示書の交付、カルテの記載に加え、さらにシートを記帳することとなり、獣医師側の了承を得る必要がある。また、酪農家のすべきことを獣医師にどのように依頼するか、協力体制の構築を考慮する必要がある。

オ これについては、本委員会において乳牛に係る委員から別途意見を伺うこととする。

4 まとめ

横尾委員長から、以下のとおり確認された。

報告書案については、本日の議論を踏まえ、委員長及び事務局で整理し、各委員へ再度確認いただいた後、報告書として提出する。

中央酪農会からの抗菌性物質投与記録表チェックシート配布の協力依頼については、古橋調査役から再度意見聴取の項目をいただき、これを天野委員、犬丸委員、小比類巻委員、中村委員に送付し、委員からメールで事務局へ意見をいただきたい。

閉会挨拶

閉会に当たり、大森専務理事から次の要旨の挨拶があった。

(1) 農林水産省担当官及び中央酪農会議担当者の出席を感謝するとともに、今後とも本会と連携のもと食の安全推進に支援いただきたい。

(2) これまでの検討テーマに対する熱心な議論にお礼申あげるとともに、本日の意見を踏まえ、全体を取りまとめ、報告書を作成したい。